

令7広一要第32号
令和7年10月14日

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
会長 三 浦 廣 巳 様
秋田県地域福祉推進委員会
委員長 中 村 順 子 様

秋田市長 沼 谷



社会福祉関係政策要望について（回答）

日頃から本市行政に対してご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
令和7年9月19日付けで提出のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

（ご要望）

1 民生委員・児童委員活動への協力促進について

首長の立場から、市町村内の企業、法人等に対し、民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）の担い手確保に対する協力及び社員・職員等が民生委員に就任することへの理解と、就労しながら民生委員活動（住民への相談支援や定例会・研修会への出席等）を行う場合の有給休暇・職務免除等の配慮を求めているよう要望します。

なお、県に対しても、知事から県内の企業等に対して協力を求めているよう別途要望を行うとともに、市町村への要望についてもご理解とご支援をいただくようお願いしております。

（回答）

本市では、過去に商工会議所や社会福祉法人等へ、担い手確保に関する協力依頼を行っており、今後は、改選期に合わせて協力を依頼するなど、継続的な取組を実施してまいります。併せて、民生委員・児童委員の就労先に対しては、民生委員・児童委員活動を行う場合に一定の配慮を求めてまいります。

（地域福祉推進室）

（ご要望）

2 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定の締結について

市町村と当該市町村社会福祉協議会との発災時における災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定締結について、未締結の市町村におかれては、早急に社会福祉協議会等関係機関と協議し、協定を締結していただくよう要望します。

また、締結済みの市町村におかれましても、災害救助法改正等に応じた更新を適宜行っていただくよう要望します。

なお、県に対しても、県内各市町村における協定締結の促進にご協力いただくとともに、法改正等に応じた協定の更新について市町村にご助言くださるようお願いをしております。

また、災害救助法の対象経費として「福祉」が明確に位置付けられたものの、同法の対象外となる費目等については、これまでも協議のうえ必要に応じて行政による経費負担をしていただいているところであり、今後も災害の規模等を勘案のうえ、引き続き柔軟な対応をいただけるようお願いいたします。

(回答)

市社会福祉協議会と平時から連携を図り、発災後における災害ボランティアセンターをスムーズに運営できるよう「秋田市災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」を策定し、役割分担などの体制づくりに努めているところであり、今後、協定についても協議を進めてまいります。

(地域福祉推進室)

(ご要望)

3 将来を見据えた保育提供体制の維持について

人口減少地域においても住民が安心して子どもを産み育てることができる環境を担保するため、市町村が責任を持って地域の保育所と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備、保育・教育施設の維持等に引き続き積極的に取り組んでいただくよう要望します。

なお、県に対しては、市町村間の格差の是正及び小規模自治体等に対する財政面も含めた支援を講じていただくよう要望しています。

(回答)

教育・保育施設等に対しては、国の公定価格に基づく給付費を支給し、安全で安心な教育・保育環境を確保するとともに、職員の処遇や配置の充実を図っております。

また、保育提供体制については、第4次秋田市子ども・子育て未来プランにおいて、各区域ごとに保育量の見込みとその確保方策を定め、計画的な整備を進めております。

引き続き、各施設との連携を密にし、必要に応じ、適切な助言・指導を行いながら、教育・保育の提供が維持されるよう取り組んでまいります。

(子ども育成課)

担 当 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市企画財政部広報広聴課 広聴担当

直 通 018-888-5471

福 第 490 号
令和7年12月1日

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
会 長 三 浦 廣 巳 様

秋田県地域福祉推進委員会
委員長 中 村 順 子 様

男鹿市長 菅 原 広 二



社会福祉関係政策要望について（回答）

令和7年9月19日付け秋田社協発第1960号で要望のありました標記の件について、別紙のとおり回答します。

【担当】

（1，2）男鹿市市民福祉部福祉課

福祉班 吉田 ☎ 0185-24-9120

（3） 男鹿市教育委員会こども未来課

保育未来班 千釜 ☎ 0185-27-8074

(別紙 1)

○要望項目 1 「民生委員・児童委員活動への協力促進について」

本年 12 月 1 日に一斉改選を控えている民生委員・児童委員の担い手確保については、本市においても新たに欠員が生じないよう地元の町内会等と連携し、選任と推薦に係る事務を続けているところであります。

要望のありました、就労しながら民生委員活動を行う場合の有給休暇・職務免除等の配慮を求めることに関しては、市内の企業、法人等に働きかけることを市民生児童委員協議会と協議してまいります。

○要望項目 2 「災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定の締結等について」

大雨等の自然災害による被害が増加している昨今、本市においても、災害発生時におけるボランティアの受入れや活動を迅速かつ円滑に実施することの重要性を認識しております。本市では、これまで以上に安定した災害ボランティアの推進体制を構築するため、災害ボランティアセンターに関する協定について、令和 7 年 3 月 26 日付けで男鹿市社会福祉協議会と締結しているところであります。災害救助法改正等に応じた協定の更新につきましても、改正内容等に応じて適宜対応してまいります。

本市では、協定締結前に、令和 5 年 7 月の大雨災害が発生した際においても、「男鹿市地域防災計画」に基づき、市と市社協が連携して災害ボランティアセンターの設置および運営に尽力したところであります。このたび協定を締結したことにより、以前より構築されていた連携体制をより強固なものとし、今後の災害発生時における適切かつ迅速な対応に努めてまいります。

要望のありました、行政による経費負担についても、災害の規模等を勘案し協議のうえ、必要に応じて柔軟な対応ができるように努めてまいります。

(市民福祉部福祉課)

(別紙2)

○要望項目3「将来を見据えた保育提供体制の維持について」

急速に少子化が進む本市において、地域における教育・保育施設の維持と質の高い保育提供体制の確保は、住民が安心して子どもを産み育てるために不可欠であると認識しております。

このことから本市では、市独自の子育て支援策を積極的に推進し、保育料及び給食費無償化に加え、今年度からは保育施設でのおむつ無償化や入学準備助成金支給など新たな支援を講じております。

さらに、「男鹿市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、令和7年度には市内教育・保育施設の再編に取り組み、令和7年4月に開園した船越こども園をはじめ、各施設で質の高い教育・保育を提供する新たな体制を構築しております。

本市は公立5施設、私立1施設の教育・保育施設があります。公立施設については社会福祉法人男鹿保育会による指定管理方式を導入し、処遇改善やICT活用など職場環境の整備を進め、保育士の安定的な確保と維持に努めております。また、障害児保育をはじめ、多様化する保育ニーズにも職員を加配して対応し、保護者への精神的支援や実践的な研修実施などを積極的に行うとともに、私立施設とも連携を図りながら待機児童のいない状況を継続しております。

今後も、安心して子どもを産み育てることができる教育・保育の環境づくりに、計画的かつ積極的に取り組んでまいります。

(教育委員会こども未来課)

仙収総第26号

令和7年10月2日

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

会 長 三浦 廣巳 様

仙北市長 田 口 知 明



社会福祉関係政策に係る要望書について（回答）

日頃から市政運営にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、令和7年9月19日付けで要望のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします

【担当】

仙北市役所総務部総務課文書広報係
吉田健二

TEL：0187-43-1111（内線1015）

FAX：0187-43-1300

E-mail：somu@city.semboku.akita.jp

No.	要望内容	要望に対する回答	担当課
1	(1) 民生委員・児童委員活動への協力促進について	近年、少子高齢化の急速な進展や世帯構造の変化、さらに市民が抱える生活や福祉課題が複雑化・複合化している中、相談内容や活動内容也多岐にわたり、その支援にあたる民生児童委員の役割は一層大きくなっています。特に、高齢者世帯の日常生活に関する支援が増加しており、消費者トラブル防止や近年頻発する自然災害が発生した際の災害時要支援者対策、子どもや家庭の地域での見守りなど、幅広い範囲での活動が求められております。 しかし、一方では、民生児童委員の担い手不足は全国的な問題となっており、本市におきましても今後予定されている12月1日付けの一斉改選では、92地区の就任が決定していますが、7地区においては欠員が生じており、担い手確保は喫緊の課題であります。 この課題を解決していくために、仕事をしながら活動している民生児童委員の就労と活動が両立できるよう、市内の企業・団体等に対し民生児童委員制度や活動内容の周知および従業員が民生児童委員に就任することについての関心と理解を深めていただけるよう働きかけていくことが必要であると考えていますので、その対応に向けて検討してまいります。	社会福祉課
2	防災ボランティアセンターの設置・運営に関する協定の締結等について	当市では、令和4年1月28日付けで災害協定を締結しており、8月20日からの災害対応では、協定のもとボランティアセンターを開設・運営していただくなど、多くのお力添えをいただき感謝申し上げます。 現状の協定では、要望書のとおり各種費用（消耗品等）が明記されておらず、今回の災害対応にあつては、仙北市社会福祉協議会と連絡を取りながら、市が負担する費用を確認しております。 今後、災害救助法に改正が生じたり、災害対応を通じて判明した改善点については、協議の上、協定の更新に努めてまいります。	総合防災課
3	将来を見据えた保育提供体制の維持について	ご要望いただいたとおり、人口が減少する地域でも、住民の皆様が安心して子どもを産み育てられる環境の確保は、仙北市にとって極めて重要な課題です。 本市では「仙北市こども計画」において、「子どもは社会の宝であり、未来への活力の源です。子どもたちが健やかに成長できるよう、安心して子育てができる環境を整えることは、将来の仙北市を支える基盤となります。」という理念を掲げており、これを基盤として、保育所をはじめとする施設の維持・充実、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備に取り組んでおります。 今後とも、地域の保育施設や関係機関としっかり連携し、保護者の不安を軽減し、子どもの成長を支える体制の強化を進めてまいります。	こども家庭センター